

清酒の製法品質表示基準を定める件
の一部改正について

平成 15 年 9 月 25 日

国税審議会酒類分科会

清酒の製法品質表示基準を定める件の一部改正について

当分科会は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の8の規定に基づき、平成14年11月22日付課酒2-12をもって国税庁長官から国税審議会に諮問のあった「清酒の製法品質表示基準を定める件の一部改正」について、平成14年11月27日以来、当該基準が定められた後の醸造設備の開発、醸造技術の進歩等を踏まえ、慎重に調査、審議した結果、消費者の商品選択に資する等の観点から、別紙のとおり改正することが適当であるとの結論に至ったので報告する。

なお、改正後の清酒の製法品質表示基準については、消費者を含む各層に十分理解されるように、行政当局及び酒類業界が積極的かつ適切な広報を実施することが必要であることを付言する。

平成15年9月25日

国税審議会酒類分科会

分科会長	小林逸太	(東海大学政治経済学部教授)
分科会長代理	小川是	(日本たばこ産業株式会社代表取締役会長)
委員	今井通子	(東京女子医科大学非常勤講師)
〃	北村節子	(株式会社読売新聞東京本社調査研究本部主任研究員)
〃	幸田昌一	(全国小売酒販組合中央会会長)
〃	立石勝規	(ジャーナリスト)
〃	三屋裕子	(筑波スポーツ科学研究所副所長)
〃	八木祐	(日本酒造組合中央会副会長)
〃	吉澤淑	(元東京農業大学応用生物科学部教授)
臨時委員	小早川光郎	(東京大学大学院法学政治学研究科教授)
〃	水野忠恒	(一橋大学大学院法学研究科教授)
	*田島義博	(学校法人学習院長)
	*尾崎護	(国民生活金融公庫総裁)
	*平岩弓枝	(作家・社団法人日本文芸家協会理事)

(注) *は平成15年1月の委員改選時に退任された委員である。

「清酒の製法品質表示基準」改正案

- 1 純米酒の「製法品質の要件」について、「精米歩合 70%以下」を削除する。(第 1 項・本表)
- 2 「本表の適用に関する通則」について、「米こうじの定義」及び「特定名称の清酒は、こうじ米の使用割合が 15%以上のものに限るものとする」とを追加する。(第 1 項・本表の適用に関する通則第 3 号)
 - (注) 1 「米こうじ」とは、白米にこうじ菌を繁殖させたもので、白米のでんぷんを糖化させることができるものをいう。
 - 2 「こうじ米の使用割合」とは、白米の重量に対するこうじ米の重量の割合をいう。
- 3 「記載事項の表示」の「原材料名」の表示について、「特定名称を表示する清酒については、原材料名の表示の近接する場所に精米歩合を併せて表示すること」を追加する。(第 3 項第 1 号)
- 4 「表示禁止事項」について、「特定名称以外の清酒について特定名称に類似する用語」を追加する。(第 6 項第 3 号)

なお、併せて、第 6 項の柱書きに「ただし、第 3 号に掲げる事項については、当該事項の表示の近接する場所に、第 4 項に規定するポイントの活字以上の大ききで、特定名称の清酒に該当しないことが明確に分かる説明表示がされている場合には、表示することとして差し支えない。」を加える。
- 5 その他所要の規定の整備を行う。
- 6 適用は、平成 16 年 1 月 1 日からを予定。